

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、請負金額の 100 分の 5 以内でその金額が 1,000 万円を超えない範囲の工事請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 9 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について(宇栄原市営住宅第 6 期建替工事(建築))

(令和 7 年 3 月 18 日同意)

工 事 名 宇栄原市営住宅第 6 期建替工事(建築)

契約の相手方

受注者 先嶋建設・高橋土建・新建共同企業体

代表者 住所 沖縄県那覇市松山 1 丁目 35 番 2 号

商号 先嶋建設株式会社

氏名 代表取締役 黒島 一洋

構成員 住所 沖縄県那覇市前島 3 丁目 13 番 11 号

商号 株式会社高橋土建

氏名 代表取締役 新垣 隆行

構成員 住所 沖縄県那覇市具志 3 丁目 4 番 20 号 2 F

商号 株式会社 新建

氏名 代表取締役 ゴルシャニサルシャレ 仁美

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 3,137,260,500 円

変更する金額 3,141,482,300 円